

令和3年度 学校運営の重点課題【県立高等学校】

学校運営の重点課題は、本県の教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」に基づく「人づくり」を推進していくため、各県立学校において留意すべき単年度の学校運営上の重点的な取組課題を示すものです。

「かながわ教育ビジョン」に掲げた教育目標(めざすべき人間力像)「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」を育成するため、また、コロナ禍においても生徒の学びを保障するため、令和3年度は、次の4点を学校運営における基本的な考え方とし、重点的な取組を $1\sim5$ のように整理しました。

組織的な学校運営に取り組むため、全教職員に周知いただくようお願いします。

<基本的な考え方>

- 引き続き、コロナ禍の中で、学校は、子どもたちの安全、安心の確保のため、感染症予防対策とまん延防止対策を徹底するとともに、学びを保障し、求められる資質・能力の向上に取り組む
- ○「かながわ教育ビジョン」に基づく、「SDGs (持続可能な開発目標)」の理念を踏まえた第5章「重点的な取組み」の推進
- 社会状況の変化に伴い多様化する教育課題の解決を図り、県民から信頼される学校づくり をめざす
- ○「県立高校改革実施計画」の推進

1 主体的に学び行動する力を着実に身に付ける、学び高め合う教育の充実

(学校目標の視点:「教育課程、学習指導」に関する内容)

コロナ禍において特に留意すべき視点

すべての生徒の学習を保障するよう、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための学習活動や指導方法の工夫に努める。

(1) 確かな学力の向上を図る取組の推進

○新学習指導要領実施に向けた教育課程の充実・改善

令和4年度から全面実施される新学習指導要領の趣旨に則り、各校の学校教育目標を実現するため、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、教育課程の編成に取り組んでください。

〇確かな学力向上のための取組の充実

学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図りながら、新学習指導要領の総則を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでください。その際、生徒学力調査の結果の分析など、生徒の実態を把握することから始め、これを生かした授業研究を進めてください。

〇キャリア教育の充実、政治参加教育をはじめとしたシチズンシップ教育の充実

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、「シチズンシップ教育【指導用参考資料】」等を活用し、政治参加教育や消費者教育をはじめとしたシチズンシップ教育の充実を図ってください。

〇県立高校生学習活動コンソーシアムの活用

生徒の主体的な学びへとつながる様々な教育機会の提供と充実を図るため、県教育委員会が発信するコンソーシアムの取組に係る情報を活用し、外部機関との連携に取り組んでください。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

〇「いのち」を大切にする心を育むための教育の推進

「いのち」を大切にする心を育むため、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」を活用するなど、様々な教育活動を通し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を含め「いのちの授業」の更なる充実を図ってください。また、家庭や地域においても推進されるよう、保護者や地域の方への周知に取り組んでください。

〇人権教育の推進

性的マイノリティや障がい者、外国につながりのある子ども達等に対する偏見がいじめ等の様々な人権課題につながること、コロナ禍における新たな偏見差別が生じていることなどを教職員が的確に認識し、人権擁護の視点に立った学校づくりに取り組んでください。

○健康・体力つくりの推進

子どもの頃から未病を改善する基礎づくりとして、オリンピック・パラリンピックを契機に、県教育委員会が作成した「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」を活用するなどして、かながわらしいオリンピック・パラリンピック教育を推進し、スポーツの楽しさを学ぶことで、生徒の運動習慣の確立、生活習慣の改善に取り組んでください。

また、食育については、全体計画等を作成し、組織的・計画的に推進するよう取り組んでください。

〇DIG (災害図上訓練) などの実践的防災訓練による災害対応力の向上

今後30年以内の発生確率が70%と予測されている「都心南部直下地震」や、大型台風などによる土砂崩れ、大規模浸水などに備えるため、実践的防災訓練として、全県立学校でDIGを実施するとともに、既存の訓練の中に保護者や地域住民と連携した避難所などの体験訓練を取り入れるなど、生徒などの災害対応力の向上に取り組んでください。

(3) グローバル化などに対応した教育の推進

〇グローバル人材の育成

英語 4 技能の総合的なコミュニケーション能力の更なる育成のため、各校で作成する英語 CAN-DOリストに基づき、特に英語による発信力の向上をめざした組織的な授業改善に取り組んでください。

〇ICTの利活用の推進

問題発見・解決能力や情報活用能力など、学習の基盤となる資質・能力の育成に 資するため、タッチパネル機能付きタブレット型端末などに加え、生徒所有のスマートフォンなども接続できる学習活動用回線を適切に活用し、学習活動全体の充実 に取り組んでください。 **2 一人ひとりのニーズに応え、共に成長することをめざした、生徒指導・支援の充実** (学校目標の視点:「生徒指導・支援」に関する内容)

コロナ禍において特に留意すべき視点

いじめ、偏見、差別等の防止に向けた指導及び、不安やストレス等に寄り添い 校内外の人的資源や教育相談体制等の仕組みを活用したチームによる支援の推進

(1) 組織的な指導・支援体制の充実

○組織的な指導・支援体制の充実

いじめを含む問題行動及び不登校などの未然防止や早期対応に組織的に取り組む とともに、教育相談の手法を活用し、きめ細かい支援に取り組んでください。ま た、コロナ禍に伴う偏見や差別等の防止に取り組んでください。

〇部活動の活性化

「自主的・自発的な部活動を通じた人づくり」をめざし、学校の部活動の方針に 則り、適切な運営を行うことで、「参加した誰もが満足できる部活動」「より多く の生徒が参加できる部活動」となるように取り組んでください。

(2) インクルーシブ教育の推進

〇相互理解の促進

共生社会の実現に向け、相互に人格と個性を尊重し支え合うことができるよう、 集団の中で生徒同士が主体的にかかわり合い相互理解を深める教育活動を、より一 層充実させ、日常的・継続的に取り組んでください。

○通級による指導の成果の活用

各学校においては、自校の生徒・保護者に対して県立横浜修悠館高等学校における他校通級の制度の周知を図るとともに、生徒の状況を把握し適切に対応してください。

3 各学校段階等への円滑な移行や、社会的・職業的な自立に向けた、進路指導・支援の充実 (学校目標の視点:「進路指導・支援」に関する内容)

コロナ禍において特に留意すべき視点

生徒一人ひとりが、自身のキャリアを見通し希望を持って進路選択ができるよう、インターンシップや就業体験等の実施方法を工夫し、支援する。

(1) 進路指導・支援の充実

〇インターンシップの充実

生徒一人ひとりが社会的・職業的な自立に向けて必要となる資質・能力を身に付け、主体的に進路を決定するための有効な手立てとしてインターンシップを位置付けるとともに、コンソーシアムサポーターを活用するなど、生徒の希望する体験先の充実に取り組んでください。

4 地域等との協働による、学校の教育力の向上

(学校目標の視点:「地域等との協働」に関する内容)

コロナ禍において特に留意すべき視点

地域とのさらなる工夫ある連携・協働の方法等を検討し、これらの推進を図る。

(1) 地域等との協働の推進

〇コミュニティ・スクールの取組の推進

学校運営協議会制度に基づいた、地域協働による学校運営の推進に、引き続き、 取り組んでください。

〇地域と連携した教育活動及び地域での学びの場づくりの推進

学校と地域との連携・協働を推進するため、外部講師として地域の人材を招いたり、社会教育施設などと連携したりして教育活動の充実を図るとともに、学校の施設開放や公開講座にも取り組み、地域の方々の生涯学習機会の拡大に協力してください。

5 信頼に根ざした学校づくりの推進と、教育環境の整備の充実

(学校目標:「学校管理、学校運営」に関する内容)

コロナ禍において特に留意すべき視点

生徒や保護者、地域等に向け、適時・的確で丁寧な情報提供を行うとともに、 生徒及び教職員の安全で安心な教育環境の充実を図る。

(1) 信頼と期待に応える学校づくりの推進

○学校評価システム等を活用した学校運営の充実

「学校教育計画」(令和2~5年度)に基づく1年間の目標設定や取組内容の明確化を図り、学校運営の組織的な改善に取り組んでください。

〇県立高校改革にかかる情報発信の充実

県立高校改革実施計画(Ⅱ期)の進展を踏まえ、自校の取組と、その成果について、学校ホームページなどを通して、県民に広く周知するとともに、他校と共有してください。

〇不祥事防止の徹底

生徒に対するわいせつ事案を始めとする不祥事の根絶に向けて、教職員としての職責を十分に理解し、所属研修等の機会を通じて、継続的に倫理観や規範意識の醸成に努めるとともに、教職員一人ひとりが、不祥事防止に取り組んで下さい。

(2) 安心で快適な教育環境の整備

○教員の働き方改革の推進

教員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、効果的な教育活動を行うために、令和元年10月に策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」(令和2年4月改訂)に沿って取り組んでください。

〇地域と一体となった安全・安心の推進

災害時に近隣住民などが避難してきた場合を想定し、災害の性質に応じた具体的な対応や感染症防止のための対応等について積極的に市町と協議を行い、合同訓練を実施するなど、引き続き市町・地域との連携を進めてください。